

# 海外労働事情

## アメリカ

### オバマ新政権、四〇〇万人の雇用創出・維持策―上下院で法案通過

連邦労働省が一月九日発表した雇用統計によると、二〇〇八年二月の失業率は前月の六・八%（修正後）からさらに悪化し七・二%となり、一九九三年一月以来の高水準となった。一月二〇日に就任したオバマ新大統領は八〇〇億ドルを超える

規模の経済刺激策を立案した。二〇一一年までの二年間に約四〇〇万人の雇用創出・維持効果を目指す。二月一〇日までに下院上院を法案が通過。両院での法案を一本化した上で大統領署名により法律が成立する。

#### 下院、一月末に法案通過

下院民主党幹部による一月一六日発表では、経済刺激策の予算規模は八二五〇億ドルで、インフラ・エネルギー・教育関連三一八〇億ドル、減税二七五〇

億ドル、州

また、オバマ新政権経済チ

ム(2)による一月一〇日発表

では、経済刺激策の主な方策は

政府による直接的雇用創出(公

共投資)道路、橋梁、その他イ

ンフラ建設、エネルギー開発関

連プロジェクト)によるものだ

が、減税・州政府支援による間

接的な雇用創出を組み合わせて

行う。公共投資は直接的な雇用

創出にはなるが短期的な創出規

模では限界があるため、減税策

や州政府支援を伴うものにして、

実行の即効性が高い政策とする

のがねらいである。

オバマ経済チームによる産業

別雇用創出試算は以下のとおり

である。建設業167万8000

0人(雇用創出目標総数の一

八%)、小売業160万4000

0人(一六%)、観

光・飲食業等サービ

ス149万9000

0人(一四%)、製

造業140万8000

0人(一一%)、

中央・州政府等公的

部門124万4000

0人(七%)。

法案は下院で規

模を八一九〇億

ドルに修正し、一月二

多数で可決した(3)。採決前に

ナンシー・ペロシ議長(民主党・

カリフォルニア州選出)は「ひ

と月当たり五〇万人規模で職が

失われている。立法府として

待っている猶予などない」と法

案を早期に可決することが必要

だと改めて強調した。ただ、下

院での決議は、共和党議員の全

員に加えて、一人の民主党議

員が反対票を投じた。ジェリー・

ルイス下院議員(共和党・カリ

フォルニア州選出)は金額の大

きさに言及した。国民にとって

生涯をかけて背負

う重荷になってし

まうと力説する。

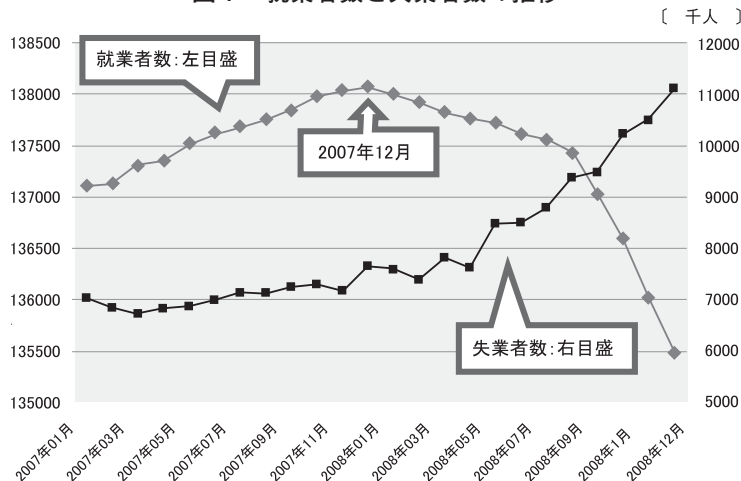
続く上院での法

案審議の結果、予

算規模を八三二

億ドルとしたもの

図1 就業者数と失業者数の推移



資料出所：労働統計局資料より作成

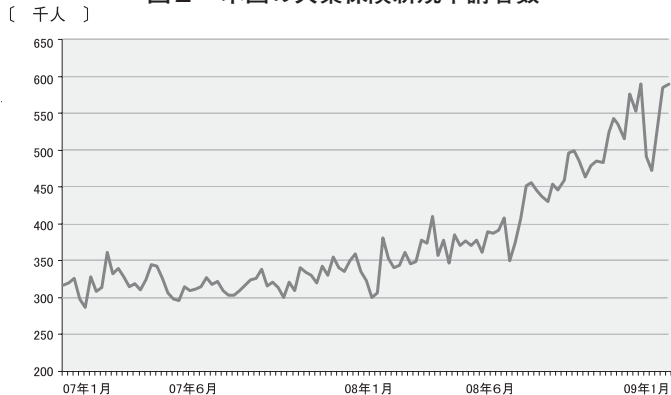
政府支援・メディケア向け追加基金一六六〇億ドル、長期失業者を対象とする失業保険・健康保険六〇億ドルなどの総計である。この経済刺激策によって、二〇一一年までの二年間に四〇〇万人の雇用創出・維持を目標とす

表1 州別失業率(失業率の高い州) (%)

順位	州名	失業率 (%)
1	ミシガン州	10.6
2	ロードアイランド州	10.0
3	サウスカロライナ州	9.5
4	カリフォルニア州	9.3
5	ネバダ州	9.1
6	オレゴン州	9.0

資料出所：労働統計局ホームページより作成  
http://www.bls.gov/web/launstrk.htm

図2 米国の失業保険新規申請者数



出所：連邦労働省発表資料より作成 (季節調整済み)

となった。二月一〇日の本会議で投票が行われ、賛成六一、反対三七で可決した。五六人の民主党議員全員に加えて、スーザン・コリンズ議員(メーン州)、オリンピア・スノウ議員(メイン州)、アーレン・スペクター議員(ペンシルバニア州)の共和党員のほか、二人の無党派議員も賛成票を投じた。今後、下院で可決された法案との一本化をはかった後、大統領が署名することによって法律が成立することとなる。

表2 2008年の雇用失業情勢

企業名	業種・提供製品内容	削減人員数	公表日	
フェデラルモーグル	自動車部品製造販売	4600	12月19日	
アルコア	アルミニウム製品製造	13500	1月6日	全世界規模で(従業員数=38000:US, 63000:その他諸国)
ボーイング	航空機製造	4500	1月9日	2009年第二四半期までに実施
セスナ・エアクラフト	軽飛行機・商用機製造	2000	1月13日	2009年第一四半期実施
		2000	1月29日	2009年第一四半期実施(従業員数:15000人)、2008年12月には、655人削減を実施
モトローラ	通信機器・サービス提供	4000	1月14日	
ミードウエストベコ	パッケージングソリューションと製品を提供	2000	1月15日	
サーキット・シティー・ストアーズ	家電量販店	34000	1月16日	
ハーツ	レンタカー	4000	1月16日	全世界規模で
インテル	半導体製造	1500	1月21日	
EMC	情報通信技術・サービスの提供	1680	1月21日	米国内従業員24000人の7%
マイクロソフト	コンピュータ・ソフトウェア開発	5000	1月22日	2010年中期までに実施
ホーム・デポ	住宅リフォーム・建設資材・サービスの小売チェーン	7000	1月26日	330000人中、2%
ファイザーとワイスの合併	製薬	19000	1月26日	合併に伴う15%の人員削減
スプリント・ネクステル	携帯電話サービス	8000	1月26日	2009年第一四半期実施
IBM	コンピュータ関連、ビジネスコンサルティングサービス	2800	1月26日	
キャタピラー	建設機械	20000	1月26日	
		2110	1月30日	追加発表
テキサスインスツルメンツ	半導体開発・製造	3400	1月26日	従業員数の12%相当、2009年第三四半期までに完了予定
エイブリデニソン	粘着材料・ラベル製品	3600	1月27日	全従業員の10%相当、2010年までに実施
コーニング	特殊ガラス・セラミック	3500	1月27日	2009年中に実施、全従業員の13%相当
デュボン	化学	4000	1月28日	2009年中期までに実施
スターバックス	コーヒー・チェーン店	6700	1月28日	全従業員の4%相当、米国内200店舗閉鎖、2009年中に実施
イーストマンコダック	フィルム・撮影機材	3500~4500	1月29日	2009年中に実施、全従業員の14%~18%相当
アストラゼネカ	製薬	15000	1月29日	2013年までに実施

資料出所：“Daily Labor Report”，BNAなどより作成

二〇〇八年の雇用喪失は約二五九万人

その一方で、雇用情勢はさらに深刻化している。連邦労働省が一月九日発表した雇用統計によると、二〇〇八年一二月の失業率は前月の六・八%（前月発表時の六・七%から修正）からさらに悪化し、七・二%となった（4）。

非農業部門の就業者数は季節調整済みで前月比五二万四〇〇〇人減少し、一億三五四八万人、失業者数は六三万二〇〇〇人増加し一一〇万人となった。二〇〇八年の通年での雇用機会喪失は二五八万九〇〇〇人に及んだ。二〇〇七年一月以降の非農業部門就業者数と失業者数の推移は図1のとおりである。

一月二七日に発表された州別失業率では、ミシガン州の二〇・六%、ロードアイランド州の二〇・〇%をはじめ、九%を超える州が六州になっている（表1参照）。失業保険期間延長の基準となる六%を超える州は三五州である（5）。

毎週金曜日朝に発表される新規失業保険申請件数の推移をみると、一月二七日に発表された州別失業率では、ミシガン州の二〇・六%、ロードアイランド州の二〇・〇%をはじめ、九%を超える州が六州になっている（表1参照）。失業保険期間延長の基準となる六%を超える州は三五州である（5）。

ちなみに州別失業率の過去最高水準と最低水準については次のページを参照。  
労働統計局ホームページ（3）  
(<http://www.bls.gov/web/launshth1.htm>)  
6. 労働統計局ホームページ（4）  
(<http://www.bls.gov/news.release/pdf/mmls.pdf>)  
労働統計局による大規模解雇（mass layoff）に関する数値は、一件五人以上の解雇を対象として集計されている。

### 加速化する企業による大規模解雇・人員削減

労働統計局が一月二八日に発表した大規模解雇件数（6）によると、二〇〇八年を通じて二万一一三七件となり、二〇〇一年以来の高水準となった。州別ではカリフォルニア州、ミシガン州、ペンシルバニア州、オハイオ州、イリノイ州が目立つ。一二月下旬以降に発表された主な大規模解雇事例を表2に示した。

#### 〔注〕

- ただし、ここでいう四〇〇万人というのは、対策を打たなかった場合に減少するであろう就業者数の維持と対策によって新たに創出される雇用機会の総計である。
- Christina Romer氏（カリフォルニア大学バークレー校教授）、Jared Bernstein氏（経済政策研究所チーフエコノミスト）
- 下院のホームページ (<http://clek.house.gov/evs/2009/roll046.xml>)
- 労働統計局ホームページ（1）  
(<http://www.bls.gov/news.release/pdf/empstc.pdf>)
- 労働統計局ホームページ（2）  
(<http://www.bls.gov/web/launstrk.htm>)

## イギリス

（国際研究部 北澤 謙）

### 長期失業者を雇用した企業に助成金などー政府、景気・雇用対策の具体策発表

政府は、年末に示した景気・雇用対策の枠組みをベースに、具体策を打ち出した。一月に発表した雇用対策は、失業期間が六カ月を超える失業者を雇用した企業に対する労働者一人あたり二五〇〇ポンドを上限とする助成金の支給と、一〇万人の雇用創出を目指す公共投資が柱。さらに、政府が近年力を入れてきた徒弟制度の一層の充実

や、中小企業や自動車産業向けの資金調達支援策などで、景気後退と雇用状況の悪化に歯止めをかけた意向だ。

### 九一―一〇月期、解雇者数二二万五〇〇〇人

統計局が発表した第4四半期のGDPの速報値は、対前期比でマイナス一・五%と前期に続き縮小、特に製造業は四・六%減と厳しく落ち込んでいるほか、流通・宿泊・飲食店業でも二・四%減など、農林水産業を除く全ての産業部門でマイナスとなった。前後して発表された九一―一〇月期の雇用関連統計では、失業率が六・一%（対前期比〇・四ポイント増）とほぼ一〇年ぶりに高い水準に達したほか、失業者数が一九二万三〇〇〇人で前期から一三万一〇〇〇人増加し、また〇八年初めから加速的に増加している解雇者数も、九五年の調査開始以降で最高の二二万五〇〇〇人（対前期比七万八〇〇〇人増）となった。雇用者数は前期から二万六〇〇〇人減少している。うち、男性はフルタイム労働者が二万人減、パートタイム労働者が二〇〇〇人増加した。一方、女性フルタイム労働者は五万一〇〇〇人減、パートタイム労働者は四万三〇〇〇人増と振幅が大きく、女性フルタイム労働者の減少が顕著だ。

年明け以降も、企業による大

規模な人員削減計画の発表が相次いでいる。倒産により小売大手ウールワースの二万七〇〇〇人の従業員が職を失ったほか、一〇〇〇人以上規模の削減計画だけでも、パークレイズ銀行の四六〇〇〇人、鉄鋼業のコーラスの二五〇〇〇人、メリルリンチの一九〇〇〇人、日産の二二〇〇〇人、小売大手のマークス・アンド・スペンサーの二二〇〇〇人などが、現地メディアで報じられている。このほか、数百人規模の削減計画も、製造業や小売業などを中心に多数にのぼる。さらに今後、企業が新規採用を抑制することによる若年層の雇用状況の悪化が予想されている。また、

徒弟制度 (apprenticeship) により訓練生として就業している若者が、訓練期間の途中で解雇されるケースが建設業などで多数生じているという。

一方で、小売業を中心に大幅な増員計画を打ち出す企業も出てきており、テスコの一〇〇〇〇人、アズダの七〇〇〇〇人、セインズベリーの五〇〇〇〇人、モリソンスの五〇〇〇〇人、ウェイトローズの四〇〇〇〇人など、いずれも新規店舗の開設や店舗拡張が理由だ。うち、アズダは三〇〇〇〇人を長期失業者から雇用するとの方針を明らかにしている。

### 公共事業実施で一〇万人の雇用創出

政府は、昨年末に予算編成方

針 (Pre-Budget Report) で示した景気・雇用対策の枠組みをベースに、施策の具体化の作業を進めている。年明けに発表した雇用対策の柱の一つは、長期失業者を雇用した企業に対する助成金の支給だ。失業期間が六カ月を超える失業者を企業が雇用する場合、対象となる失業者の就業に対する困難の度合いに応じて、一人あたり二五〇〇ポンドを上限とする助成金 (“golden hello”) を支給する

ほか、起業を希望する失業者に対する訓練費用の支給などと併せて、四月から二年間で五億ポンドの予算を投じる。

もう一つの柱は、一〇万人の雇用創出を目指す公共事業の実施だ。二年間で一〇億ポンドを充てて、学校や病院の修復、鉄道網の拡張、ITネットワークの整備などを実施する計画で、環境対策に向けた代替エネルギー開発のための投資なども含まれる。

このほか、政府が近年力を入れている徒弟制度の一層の拡充も発表されている。一億四〇〇〇万ポンドをかけて三万五〇〇〇〇人分の徒弟制度の受け入れ枠を拡大する計画で、うち二万人分を公共部門で賄う。徒弟制度に関する政府の来年度予算は一億ポンド近くにのぼり、今回の拡充案が実施されれば、来年度には全体で二五万人以上の徒弟労働者が訓練を開始すること

になる。

さらに内務省は、EU域外からの外国人労働者の雇用に関する制度の厳格化により、国内の労働者に対する職業紹介を強化する方針を示している。現行制度は、専門技術者のEU域外からの募集に際しては、原則として国内・域内向けの四週間の求人活動を義務化しており、うち二週間を募集期間に充てるべきことを定めている。しかし実態としては、イギリス国内の求職者の目に触れにくい業界誌に求人広告を出すことで、実質的には国内労働者の採用を回避して廉価な外国人労働者を雇い入れようとするケースが、看護師や建設現場労働者などの採用で見られるという。内務省はこういったケースに対応するため、ジョブセンタール・プラスを通じて募集を二週間実施することを雇用主に義務付けるとしている。

一方、景気対策としては、年末の付加価値税率の引き下げ、年明けの史上最低水準となる一・五%への利下げに続き、企業の資金調達に関する支援プランを打ち出している。これには、最大二〇億ポンドまでの銀行の中小企業向け融資に対する政府保証のほか、自動車産業への二・三億ポンドまでの融資保証（高度な技術開発や低炭素化対応などの投資に限定）などが含まれる。

### 再就職・再訓練を柱の対策に 大方は評価

政府は一連の施策について、前保守党政権との姿勢の違いをアピールしている。前政権は八〇年代の景気低迷の時期に、衰退産業から解雇された労働者を失業隠しの目的で就労不能給付（健康上の理由などから、就業が困難な人々に対する給付制度）の受給者にしてしまい、結果として彼らが労働市場に戻るのが妨げられたが、今回の不況への政府の対応は、失業者の速やかな再就職や再訓練を通じて国内の五〇万人分の求人の充足に効果的に結び付けようとするものというのが政府の主張だ。

失業者を福祉制度に長期留められることを回避しようとする政府の方針について、有識者の間では賛同の声が多いという。政府が重点を置く「失業から六カ月」という時期が、就業意欲の喪失や健康面の問題などから失業者の再就業を困難にし始める時期といわれていることもその理由の一つだ。

また、人事労務に関する専門組織である人事開発協会 (CIPD) も、雇用や教育訓練に対する公的な助成、公共事業の拡大を通じて雇用創出などの必要性を認めており、民間部門が低調な時期には、公共部門の活性化を通じて民間部門を刺激する必要があるとコメントしている。CIPDは会員企業に対して、

人員削減のコストは解雇手当の支払いばかりでなく、将来的に雇う労働者の訓練や残留した従業員の士気の低下によって生産性を押し下げるなど高額になり得るため、回避するよう呼びかけているという。

イギリス労働組合会議(TUC)も、一連の施策に賛意を示している。ただし、政府との間で合意があったとする解雇手当の法定額の引き上げに関して、実現が遅れていることに不満を表明しており、引き続きこれを要請しているほか、解雇により失業した人々には、速やかに訓練や職業紹介などの支援を行うべきであるとしている。加えて、政府が雇用対策と並行して準備を進めている福祉制度改革(各種給付制度の受給者のほとんどに、求職活動や職業訓練など就業に関連する活動への参加を義務化するなど、制度を厳格化)については、不況により毎週数千人が職を失っている中で、受給条件を厳しくすることは良い結果を生まない、と強く批判している。

一方、野党や企業の間には、厳しい批判もある。例えばイギリス商工会議所(BCC)は、長期失業者の雇用に対する助成は、採用を予定していない企業に対するものとしては少額すぎるとしている。また野党からは、そもそも助成がなくとも就職していたはずの労働者の雇用に対

する無駄な支出になり得るとの声もある。同様に、公共投資を通じた一〇万人の雇用創出についても、一カ月で失われる程度の雇用にしかならないとの指摘や、提供される仕事が継続的で良質なものになり得ないことさらには公共事業の委託先が入札を通じて決定される結果、外国企業や外国人労働者に仕事が出し兼ねない、といった批判もある。経営者団体のイギリス産業連盟(CBI)は、失業状態にある人々への対策も重要だが、むしろ失業者の増加を防ぐ施策が必要であると述べ、そのためには企業の資金調達の支援や企業の負債に関する政府保証などの策に注力し、金融市場が再び機能するよう努めるべきであるとコメントしている。

#### 【参考資料】

BBC: The Guardian、Times  
Online: TUC、CBI、Personnel Today、Bloomberg 各ウェブサイトを  
(国際研究部)

## ドイツ①

### 追加景気対策で雇用維持 企業を支援——自動車各社、 短縮労働時間制度の活用へ

連邦政府は一月二日、外需の冷え込みや雇用情勢悪化への懸念の広がりを受け、二〇一〇

年までの二年間に総額五〇〇億ユーロ規模を投じる追加景気対策を行うことで合意した。公共投資や減税、雇用維持企業への支援などが柱で、二月半ばまでの国会通過、七月からの実施を目指す。昨年十一月に決めた五〇〇億ユーロ規模の財政出動と合わせると、欧州諸国で最大規模の財政出動となる。雇用対策では短縮労働時間制度により従業員の雇用を維持した企業に対し、社会保険料負担の半減を盛り込んだ。追加景気対策が決まった翌週から、主に自動車大手各社などが、制度導入の考えを相次いで公表している。

#### 制度導入企業の社会保険料負担減免

今回の追加景気対策で連邦政府は、短縮労働時間制度の導入により従業員の解雇を避け、雇用を維持する場合、使用者側の社会保険料負担を半減する方向を示した。同制度の活用を希望する企業は、雇用庁に申請を行い、同庁の審査を経て認可を受ける(1)。申請条件は、①給与支払停止を伴う大幅な操業停止(具体的には、経済的かつ不可避な事由に基づく一時的なもので、当該操業停止により全正規従業員の少なくとも三分の一の月収(税控除前)が一〇%以上減る場合)②正規従業員一人以上の事業所(制度の適用は事業所内の一部局のみを対象とす

ることも可能)③社会保険料負担を伴う雇用の継続④労働協約事業所協定あるいは個別雇用契約における労使合意(加えて従業員代表委員会がある企業では、その同意)——である。同制度を導入すると、短縮労働時間分の賃金支給は必要だが、社会保険料負担は半分に軽減される。

これと並行して政府は、短時間勤務の対象となった労働者、いかなる資格も持たない若年労働者、ならびに長期にわたって養成訓練機会を探していた若年者に対する教育・訓練支援に対し、〇九年〜一〇年の時限措置で約二〇億ユーロを追加注入し、再教育・継続訓練を拡充するほか、雇用庁に五〇〇〇人の増員措置を講じる。

昨年一月に公表された景気対策では、今年一月から一年間の時限措置として、労働時間短縮の対象となった労働者の賃金減額に対する給付を六カ月から一八カ月間に拡大する措置を盛り込んでいた。当該労働者は時短分の賃金が減額するが、従前の賃金水準の六〇%(扶養児童がいる場合は六七%)を政府が給付する。給付期間中に追加訓練する措置も講じている。

#### 派遣会社には厳格な制度適用要件

同制度の活用は原則として正社員を対象とし、僅少労働者、派遣労働者、副業従事者、年金・

疾病・失業給付受給者、雇用庁が実施する全日継続教育プログラム参加者を対象外としている。だが、派遣労働者比率が高い自動車産業の短縮操業の影響で、とりわけ同産業への人材派遣を専門にする派遣業者への打撃が大きい。政府は一月五日行政通達により例外的に派遣業者の制度活用申請を認める要件を示している。具体的には、派遣元企業が、①派遣契約で定められた派遣先での就業が減産や受注制限により終了している②当面の間同分野での受注もその他の分野での人材派遣需要も期待できず、当該派遣労働者が「緊急の経営上の必要性に基づく正当な解雇(解雇制限法第一条)の対象となる可能性がある③派遣元企業が当該派遣労働者の雇用を継続する——を証明すれば、申請が認められる。

#### 活用企業、相次ぐ

追加景気対策が決まった翌週には早くも、自動車産業を中心に短縮労働時間制度の活用を公表する企業が相次いでいる。フォルクスワーゲン社では四工場の従業員二万六〇〇〇人が、BMW社では国内工場の従業員六万一〇〇〇人が対象となる見通しだ。自動車部品メーカー大手のボッシュ社も、従業員九〇〇〇人の労働時間短縮を公表した。ダイムラー社では昨年からの操業を一時停止していたシユ



トゥットガルト工場およびシンドルフィンゲン工場での生産を一月二日に再開し、これと同時に従業員約三万人を対象に短縮労働時間制度を導入した。同社は、このほか六工場にも同制度の活用を拡大する方向だ。GM子会社のオペル社も、制度導入の方針で労組側との協議を進めている。このほか、トラックメーカーのマン社、鉄鋼大手のテュッセン・クルップ社、バイエルズドルフ社、ヴェッカー社も短縮労働時間制を活用する方針を示している。

短縮労働時間制を導入する事業所には、その旨公告すること義務付けられている。この公告をもとに雇用庁が一月二日に公表した資料によれば、時短給付対象労働者数は、昨年一月二日に四〇万四〇〇〇人（このうち、景気悪化を理由とする時短給付対象労働者数は二九万五〇〇〇人）で、前月比で二四万人増（同一一五万八〇〇〇人増）、前年比では三〇万二〇〇〇人増（同一二八万六〇〇〇人増）だった。雇用庁は、今後数カ月、時短勤務の対象となる労働者数が一層増加するとの予測を示している。なお、雇用庁が同日明らかにした失業指標によれば、一月の失業者数は三四八万九〇〇〇人（前月比三八七〇〇〇〇人増）で、失業率は前月比で〇・九ポイント上昇し、八・三%となった。

### 減税、健康保険料引き下げなど消費刺激策も

今回の追加景気対策はさらに、総額一八〇億ユーロの公共投資・研究開発や消費刺激策も盛り込んでいく。公共投資は主に、保育所、学校、病院、道路、鉄道、ブロードバンド網などの整備に向けて。研究開発については、中小企業の環境・エネルギー分野や環境配慮型自動車技術開発への助成を拡充する。他方、消費刺激策の柱は、約九〇億ユーロ規模の減税だ。所得税の最低税率を一五%から一四%に引き下げ、基礎控除額は〇九年一〇年に各々一七〇ユーロ引き上げる（〇九年一七八三四ユーロ、一〇年一八〇〇四ユーロ）。また、子供のいる世帯を対象に子供一人当たり一〇〇ユーロの特別一時金を支給するほか、〇九年七月から子供のいる失業給

付II受給者に対する児童手当を増額する。さらに、健康保険料率（労使折半）の引き下げ（一五・一%→一四・九%）や環境配慮型の新車買い替えに対する二五〇〇ユーロの支給（〇九年末まで）も掲げている。

要件を満たせば、申請時に許可が得られるため、申請月から短縮労働制度の活用が可能。

#### 【参考資料】

連邦政府発表資料、連邦労働社会省ホームページ、雇用庁ホームページ、委託調査員月次報告、Deutsche Welle, Earth Times, Bayerischer Rundfunk 各紙。

### （国際研究部）

## ドイツ②

### 連邦議会、最賃関連二法案を可決——労働者派遣業への適用、断念

連邦議会（下院）は二月二日、最低賃金関連二法案（労働者送り出し法および最低労働条件法）を可決した。昨年七月に閣議決定に至った両法案（一）については、送り出し法の適用対象業種、とりわけ派遣業への適用可否をめぐる党内の議論が紛糾し、連立作業部会の検討が難航を極めた（①）。シヨルト労働社会相は、八業種への送り出し法の適用を目指していたが、最終的には派遣業および

林業サービスを除く六業種（①介護②警備③鉱山特殊業務④業務用繊維製品クリーニング⑤ゴミ処理⑥継続教育訓練サービス）のみを対象とする方向で妥協し、可決に漕ぎ着けた。両法案の成立には、各州政府代表で構成する連邦参議院（上院）の同意が必要（③）だが、州政府が両法案の実施監督規定に異議を唱えているため、予断を許さない状況だ。

### 送り出し法、六業種に適用

今回の議会審議に先立って連立作業部会は一月二日、介護、警備、業務用繊維製品クリーニング、鉱山特殊業務、ゴミ処理を適用する方向で合意していた。業務用繊維クリーニング業は、それまで異なる水準にあった最低賃金が統一され、昨年一月二日時点で送り出し法の適用が確定だった。ゴミ処理業では、労使間の合意が今年一月一日に成立し、滑り込みで拡大が認められた。また、介護については、労働協約が適用されない教会組織を含めた特別委員会が最終的な最賃額を決定する方向で合意が成立している。継続教育訓練サービスは、作業部会開催後の調整で適用業種に加わった格好だ。これら六業種全体で約一二〇万人の労働者に最賃が導入されることになる。だが、最大の争点だった労働者派遣業への送り

出し法の適用は実現しなかった。労働者派遣業についてはシヨルト労働社会相は、七・三一ユーロ（旧西独地域）、六・三六ユーロ（旧東独地域）の最賃を適用する方向で調整を重ねてきた。だが、キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）寄りの労働協約では七・二ユーロ（旧西独地域）、六・〇ユーロ（旧東独地域）が普及しており、CDU・CSU側が最後まで強く抵抗し続けた。そのため、シヨルト労働社会相は、派遣業を除外した形での法案通過で妥協した。報道によれば、金融危機に対する追加景気対策の協議で、社会民主党（SPD）側が増税案を引き下げる条件として、最賃関連法案へのCDU・CSU側の同意を促したという。一時は廃案の危機まで報じられていたが、CDU・CSU側としても、秋の総選挙前に最賃問題に何らかの区切りをつけたい意思もあつたようだ。

もつとも、両法案は二月二日に連邦参議院に提出される予定で、同意がスムーズに得られるかという課題も残っている。先月報じたとおり（②）、州政府から両法案の監督規定について異議が出されているためだ。法案では、送り出し法に関する監督は連邦レベル（連邦税官吏）で、最低労働条件法の監督は州レベルで行う旨定められているが、各州は連邦税官吏による統

一的監督を求めている。

### 労働側、全国一律最賃導入求める

シュルツ労働社会相は今回の法案可決を歓迎したが、ドイツ労働総同盟(DGB)、統一サービス産業労組(verdi)は、「労働者派遣業に適用が及ばなければ、賃金ダンピングは今後も継続する」と批判を寄せている。そのうえでゾンマー・DGB議長は、今後も引き続き全国一律最低賃金(七・五ユーロ)の導入を求めている方針をあらためて表明している。労組系シンクタンクのハンス・ベックラー財団(WSI)も、「ワーキングプアの問題は、これでは解決されない」などと批判的だ。

これに対し経営側は、今回の法案で最賃が導入されるのが、比較的就業者規模の少ない業種が大半であることから、「経済的影響はほとんどない」として、総じて穏便な反応だ。他方、ドイツ経済研究所(DIW)は、「金融危機の最中に、所得分配問題を前面に押し出した法律を成立させても意味がない。今求められるのは雇用効果のある政治決定だ」との見解を明らかにしている。

### 派遣業の最賃、個別規制の対応策も浮上

労働者派遣業が送り出し法の適用対象外となったことを受け、

シュルツ労働社会相は、労働者派遣法に最賃規制を盛り込む法案を提示している。具体的には、派遣労働者と正社員の賃金格差を特定範囲内に定める方向を示唆したという。シュルツ労働社会相のこうした意向についてブラウクジーペ作業部会議長は、「労働者派遣法に公序良俗に反する賃金設定の禁止規定を設ける可能性はある」とコメントしている。業種の平均賃金の三〇%を下回る賃金を公序良俗違反とする内容だ。

別の方策も検討されている。ドイツの労働者派遣法は、派遣期間の上限規制撤廃と引き替えに、賃金など労働条件の正社員との均等待遇原則を義務化した。だが、労働協約で別の定めを決めている場合は、均等待遇原則の例外扱いとしていたため、均等待遇原則が有名無実化しているのが実態だ。さらに、労働協約の有効期限が切れ、新協約がまだ締結されていない場合、使用者側は旧協約を適用し続けることができる。こうした旧協約の適用は三〇件〜四〇件に及んでいるという。検討されているのはこの旧協約の適用禁止で、実現すれば、協約が切れた場合に自動的に均等待遇原則が貫徹することになる。CDU・CSU側がこうした提案に応じるか、またどの程度の妥協案で歩み寄るかとは未知数だが、報道によれば一月中に会合が設けられる方

向だ。

### 【注】

1. 〇八年二月までの最低賃金をめぐる動向については、本誌〇九年二月号(P43〜45)を参照。
2. 関連二法案の概要は、本誌〇八年一〇月号(P34〜36)を参照。
3. 州に新たな行政費用を発生させる連邦法、あるいは既存の州法に關わる連邦法の制定には、連邦参議院の同意が義務付けられている。

### 【参考資料】

連邦労働社会省ホームページ、委託調査員月次報告、Handelsblatt(〇九年一月一日)、『Frankfurter Allgemeine』(〇九年一月二日)、『ボッシュ教授(デュイスブルグ・エッセン大学)へのヒアリング。(国際研究部)

## フランス

### 大規模スト、雇用不安に加え大統領の強引な改革に反発

フランスでは一月二九日、賃上げや雇用保護を求め、主要八労組が全国規模の統一ストを実施した。パリやマルセイユなどの全国の主要都市で繰り広げられた「雇用の安定」を求める抗議デモには、公的部門の組合員だけでなく、金融などの民間企業の労働者も多数参加し、二〇〇六年のCPE(初回雇用契約)抗議デモ(注)に匹敵する規模に達し、二〇〇七年五月のサルコジ政権発足以来最大の規模となった。

労組側の発表によると、公的・私的部門を合わせて全国で二五〇万人(政府発表では一〇八万人)の労働者がデモに参加した。デモ行進は特に地方で勢いを見せ、病院や福祉、高等教育機関関係者が数多く参加し、「雇用の保護」「公的企業の保護」「福祉社会の破壊阻止」「自由の保護」など、様々な要求が掲げられた。

世論調査機関CSAによれば、国民の六九%がストとデモに共感の意を示した。今回の大規模デモは、国際的な金融危機以降深刻化している雇用や労働条件の悪化への批判だけでなく、サルコジ政権が進める教育や医療、司法など、あらゆる部門における一連の「改革」に対する国民の大きな不満と強い反発を浮き彫りにするものとなった。

総額三六〇億円のぼろ金融機関支援や三兆円を超える企業支援重視の経済刺激プランなど、これまでに政府が打ち出してきた金融危機対策に対し、労組側は「フランスの労働者は、自分たちに責任のない経済危機のために、賃金や雇用の不安の犠牲を払わされていると強く感じている」と主張。「ヨーロッパで素早く対応をみせるのと同じように、国レベルでも素早い対応を見せるべきだ」と、早急に現実的な解決策を示すよう政府に強く求めた。

実際のな経済危機のなかにあつて、国民の不安は「妥当」である」と、今回のデモやストに対して理解があることを示すとともに、二〇〇九年度に実施予定の改革案について労使代表と話し合う場を二月に設けることを約束した。

一方で、フイヨン首相は、二月二日、「労組が指揮する街頭運動は、民主主義の現れに過ぎない。多くの国民が危機感を感じていることは政府も理解しているが、労組の主張には具体的な提案はなにもなく、今回の抗議運動によって、政府の経済・社会政策を変更することはないと明言した。

同じく二月二日に政府が発表した、二〇〇八年一二月の雇用統計によると、失業者数は前月より四万五八〇〇人(二・二%)増加した。失業者数は八カ月連続で増加しており、一〇月に二〇〇万人を突破、一二月末時点で二一一人に達している。二〇〇八年の一年間でみると、失業者数は二一七万人(二・四%)も増加しており、これは一九九三年以来一五年ぶりの高い増加率である。先の見えない経済危機の中、今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される。社会運動で国民に自らの存在を示すとともに、野党におけるリーダーシップの復活を目指す社会党は、他の左派や極左の政党と同じように、パリで今回の

表1 新規加盟国に対する受け入れ規制の状況(09年1月現在)

	対04年加盟国	対07年加盟国	
旧加盟国	ベルギー	規制(手続き簡易化)	規制(手続き簡易化)
	デンマーク	規制(手続き簡易化)	規制(手続き簡易化)
	ドイツ	規制(手続き簡易化) *1	規制(手続き簡易化) *1
	アイルランド	自由化(04年5月~)	規制
	ギリシャ	自由化(06年5月~)	規制 →自由化(09年1月~)
	スペイン	自由化(06年5月~)	規制 →自由化(09年1月~)
	フランス	自由化(08年7月~)	規制(手続き簡易化)
	イタリア	自由化(06年7月~)	規制(手続き簡易化)
	ルクセンブルク	自由化(07年11月~)	規制(手続き簡易化)
	オランダ	自由化(07年5月~)	規制 →規制(手続き簡易化)
	オーストリア	規制(手続き簡易化) *1	規制(手続き簡易化) *1
	ポルトガル	自由化(06年5月~)	規制 →自由化(09年1月~)
	フィンランド	自由化(06年5月~)	自由化(07年1月~) 労働者登録制度あり
	スウェーデン	自由化(04年5月~)	自由化(07年1月~)
イギリス	自由化(04年5月~) 労働者登録制度あり	規制	
04年加盟国	チェコ		自由化(07年1月~)
	キプロス	-	自由化(07年1月~) 労働者登録制度あり
	エストニア		自由化(07年1月~)
	ラトヴィア	自由化(04年5月~)	自由化(07年1月~)
	リトアニア	自由化(04年5月~)	自由化(07年1月~)
	ハンガリー	規制国への対抗措置*2 →廃止(09年1月)	規制(手続き簡易化) →自由化(09年1月~)
	マルタ	-	規制
	ポーランド	規制国への対抗措置*2 →廃止(07年1月)	自由化(07年1月~)
	スロヴェニア	規制国への対抗措置*2 →廃止(06年5月)	自由化(07年1月~) 労働者登録制度あり
	スロヴァキア		自由化(07年1月~)
07年加盟国	ブルガリア		
	ルーマニア		

\*1 労働者の派遣に関する業種規制あり

\*2 就労制限等

一方、旧加盟国を中心とする一五カ国は、技術・資格水準や業種制限などによる規制を維持してきた(一)。加盟から二年後の規制見直し時期にあたる〇九年一月、新たにスペイン、ポルトガル、ギリシャ、ハンガリーの四カ国が受け入れ規制を撤廃した。さらにデンマークも、やはりこの五月に加盟から五年が経つポランド、チェコなどのA8諸国(〇四年加盟の東欧諸

国)に対する規制廃止に併せて、ルーマニアとブルガリアも同等の扱いとする見込みだ。両国からの移民の影響に関して、欧州委員会が一月にとりまとめたレポート(二)によれば、〇七年時点で他の加盟国に居住するEU市民(一五、六四歳で居住期間が四年以下の者)一〇八八万人のうち、ルーマニアからの移民は一九%とポランドの二五%に次いで比率が高く(三)、ブルガリアからの移民も四%を占めている。A8諸国からの移民が、製造業を中心に建設業や卸売・小売業、宿泊・飲食店業などに多く従事しているのに対して、A2からの移民については建設業が約三割、家庭内サービス(private households)―家政婦など)―従事者が約二割を占め、低熟練労働者の比率が高い。それぞれ六割近くがスペインに居住しているほか、イタリア(主にルーマニア移民)やドイツ(ブルガリア移民)などに多い。他の加盟国への移民流入は、既に〇七年以前から始まっており、特にスペインとイタリアでは、不法移民も急速に増加しているといわれる。

好景気による建設業の活況で、EU内外から多くの労働者を受け入れてきたスペインは、既に〇七年の規制導入時点で、二年間の限定措置とすることを決めていた。現地メディアによれば、スペイン政府は今回の受け入れ

デモ行進に参加した。彼らは、「五年というサルコジ政権の任期は今、転換期を迎えている」とし、政府はこれまでの「攻め」の姿勢から「防御」の姿勢に転じると予測している。サルコジ大統領が、この「転換期」をどう乗り切るかが注目される。

## EU

### ルーマニア・ブルガリアからの移民規制見直し

EUへの新規加盟から二年を経て、ルーマニアとブルガリア

対象となる企業の規模を従業員数二〇人以上と上げたこと―がCNEとの違いである。政府は「解雇が容易になる結果、企業は積極的に若年者を採用する」と主張し、三月に強引に法案を成立させたが、学生や労働組合は「CPEの導入は解雇の乱発や雇用の不安定化につながる」として強く反発し、全国的な抗議運動を展開、結局同年四月に廃止となった。

(国際研究部 町田敦子)

に対する人の移動の制限の見直しが行われ、新たにスペインやポルトガルなど四カ国がこの一月から受け入れ規制の廃止に踏み切った。既に両国に門戸を開放しているのは、フィンランドやスウェーデンなど一〇カ国で、新たに加わった四カ国のほか、五月にはデンマークも自由化を予定している。一方、旧加盟国を中心とする他の国々は、最近の景気後退に伴う雇用状況の悪化などから、受け入れ規制の維持を決めている。

### スペイン、ポルトガルなど四カ国が規制廃止

EUは新規加盟国からの移民の受け入れについて、猶予期間として基本的に五年、最長で七年(受け入れによる深刻な影響やその可能性が認められる場合)の規制を既存の加盟国に認め、当該国の新規加盟から二年後と五年後に見直しを求めている。〇七年一月に加盟したルーマニアとブルガリア(A2)に対しては、スウェーデンやフィンランドのほか、〇四年加盟国のうち八カ国(ハンガリーとマルタを除く)の計一〇カ国が当初から受け入れを自由化する一

方、旧加盟国を中心とする一五カ国は、技術・資格水準や業種制限などによる規制を維持してきた(一)。加盟から二年後の規制見直し時期にあたる〇九年一月、新たにスペイン、ポルトガル、ギリシャ、ハンガリーの四カ国が受け入れ規制を撤廃した。さらにデンマークも、やはりこの五月に加盟から五年が経つポランド、チェコなどのA8諸国(〇四年加盟の東欧諸



規制廃止の意図について、不法労働者の劣悪な労働条件の改善を目的の一つに挙げている(4)。また、昨年中の急速な景気後退による雇用状況の著しい悪化の影響で、両国からの移民の居住者数は大きく減少しているという。今後の経済成長を考慮すれば、両国からの移民労働者はさほど増加しないとスペイン政府はみている。

一方、早くから受け入れ自由化に踏み切ったスウェーデンやフィンランドへの移民は、必ずしも増加していないという。欧州委員会レポートはこの理由について、受け入れ規制の有無以外にも、言語の問題や既存の同国人コミュニティの有無などが移民の流入の多寡に影響していると分析している。

**景気悪化で旧加盟国は規制維持**

欧州委員会は、域内の人の移

動の自由化をEU市民としての基本権の保障と位置付けるとともに、労働市場の柔軟化・効率化を通じた労働力不足への対応や雇用状況の改善などの効果を期待しており、今回の四カ国の受け入れ自由化を歓迎している。先のレポートは、両国からの移民流出がすでに一段落しつつあることに加えて、受け入れ国における雇用の圧迫や賃金低下などの悪影響もこれまでほとんど観察されておらず、むしろ人手不足の部門への労働供給を通じて経済成長に貢献してきたとして、自由化の利益を強調、その一層の促進を提言している。さらに、二〇〇九年前半の議長国であるチェコも、不況に直面するEU経済の競争力強化を任期中の重要課題の一つとして掲げ、その一環として域内の人の移動の自由化を推し進めたいとの意向を表明している(5)。

に対する受け入れ規制は今年五月に見直し時期を迎えるが、既に規制廃止の意向を明らかにしているデンマークを除いて、規制維持の是非に関する方針は今のところ不明だ。

欧州統計局が一月に公表した一二期の失業率は、EU二七カ国平均が七・二%(前月から〇・一ポイント増)、旧加盟国の一五カ国平均が七・八%(同〇・一ポイント増)、前年同期比ではそれぞれ〇・三ポイントと〇・六ポイントの増となった。特に雇用状況の悪化が顕著なのは、スペインの一三・四%(前年同期比で四・八ポイント増)、ラトヴィアの九・〇%(同三・六ポイント増)、リトアニアの七・〇%(同二・八ポイント増)など。

**【注】**

1. ただし、EU域外からの移民に適用される規制内容に比して、労働市場テストの免除など手続きを簡易化している加盟国が多い。

2. "The impact of free movement of workers in the context of EU enlargement - Report on the first phase (1 January 2007 - 31 December 2008) of the Transitional Arrangements set out in the 2005 Accession Treaty and as requested according to the Transitional Arrangement set out in the 2003 Accession Treaty", European Commission (2008)

3. このほか、ドイツが七%、イギリスが六%、フランス五%など。

4. ギリシャも、受け入れ自由化を決めたことに関して同様の理由を

5. チェコ政府は、域内の移動の自由化と併せて、さらなるEU拡大にも域外の近隣諸国との関係の進展にも力を入れる方針を明らかにしている。現在、トルコ、クロアチア、マケドニアが候補国としてまたアルバニアや旧ユーゴの五カ国がその前段階として、それぞれEUとの交渉プロセスの途上にあるが、EUが加盟の条件として求める広範な政治・経済改革の進捗に加え、現在の加盟国との間の摩擦なども、交渉プロセスの進展を阻む要因となつていとみられる。

【参考資料】  
European Commission、Eurostat、Eur-Active、Euobserver 各ウェブサイト

**ILO**

**最低賃金と団体交渉について分析——ILO世界賃金報告**

国際労働機関(ILO)は昨年一月二五日、「世界賃金報告—最低賃金と団体交渉—整合性のある政策に向けて」を公表し、経済危機の影響を受けて、〇九年に世界全体で数百万人の労働者の賃金が低下する可能性を指摘した。国際通貨基金(IMF)の最新予測をもとにILOが算出した〇九年の実質賃金の伸びは一・一%にとどまる(〇八年は一・七%)。とくに先進諸国の実質賃金は、〇八年に〇・八%増であったものが〇九年には

〇・五%減に転じる見通しだ。また、近年の所得格差の拡大を背景として、多くの諸国で最低賃金が社会的課題として浮上し、〇一年〜〇七年の間に年平均で実質五・七%(先進諸国では三・八%)上昇し、平均賃金に対する比率も、三七%(二〇〇年〜〇二年)から三九%(〇四〜〇七年)へと上昇した(表1、表2)。他方、団体交渉の適用対象労働者は、非正規労働者や零細企業に従事する労働者の増加などが原因で減少傾向に

表1 世界の最低賃金の傾向

	最低賃金の実質上昇率(%)	最低賃金の対平均賃金比率(%)		最低賃金の対一人当たりGDP比率(%)	
		2000 - 02	2004 - 07	2000 - 02	2004 - 07
先進諸国	+ 3.8	39	39	38	37
途上国	+ 6.5	36	40	76	68
全体	+ 5.7	37	39	68	60

資料出所：ILO Wage Database



表2 先進諸国・EU諸国の最低賃金の傾向

	ILO条約の批准状況 (2008年1月1日現在)		2001-2007年の最低賃金伸び率			最低賃金水準(2007年もしくは最新年)		
	ILO第26号 条約	ILO第131号 条約	年平均伸び率 (実質) (%)	最賃の対一人当 たりGDP比率 (%)	最賃の対平均 賃金比率 (%)	PPP (US\$)	最賃の対一人当 たりGDP比率 (%)	最賃の対平均 賃金比率 (%)
オーストラリア	1	1	1.11%	-5.38%	-1.81%	1557	51.53%	57.16%
オーストリア	1	0						
ベルギー	1	0	0.00%	-4.50%	-1.57%	1459	49.98%	40.60%
ブルガリア	1	0	7.03%	0.27%	6.45%	275	29.19%	41.76%
カナダ	1	0	-0.05%	-4.48%	-0.13%	1146	35.79%	41.52%
チェコ	1	0	6.09%	1.76%	3.00%	560	27.71%	36.80%
デンマーク	0	0						
エストニア	0	0	10.05%	-0.41%	4.65%	419	23.84%	33.69%
フィンランド	0	0						
フランス	1	1	2.03%	2.65%	3.45%	1402	50.84%	48.29%
ドイツ	1	0						
ギリシャ	0	0	-0.10%	-9.49%	-1.87%	931	33.30%	37.39%
ハンガリー	1	0	9.26%	-0.68%	-4.37%	498	31.39%	33.83%
アイルランド	1	0	2.94%	-0.65%	0.28%	1450	40.41%	41.61%
イタリア	1	0						
日本	1	1						
ラトビア	0	1	8.69%	-9.32%	-7.70%	339	23.39%	30.15%
リトアニア	0	1	3.01%	-11.91%	-10.68%	370	25.13%	33.09%
ルクセンブルク	1	0	1.67%	-4.68%		1655	24.87%	
マルタ	1	1	0.51%	-2.26%	3.85%	439	22.98%	53.63%
オランダ	1	1	0.02%	-3.24%	-2.21%	1483	46.39%	38.28%
ニュージーランド	1	0	3.31%	5.91%	7.18%	1252	56.93%	51.83%
ノルウェー	1	0						
ポーランド	0	0	1.91%	-7.98%	-1.91%	500	36.77%	35.25%
ポルトガル	1	1	0.36%	-0.37%	-0.49%	665	36.86%	34.67%
ルーマニア	0	1	12.80%	-6.75%	-3.09%	237	24.94%	30.09%
スロバキア	1	0	5.32%	-2.56%	2.54%	479	28.40%	40.21%
スロベニア	0	1	7.63%	-2.90%	-1.85%		38.59%	41.11%
スペイン	1	1	3.51%	3.17%	7.04%	857	34.26%	36.29%
スウェーデン	0	0						
スイス	1	0						
イギリス	0	0	4.09%	3.53%	3.92%	1431	48.88%	36.52%
アメリカ	0	0	-0.71%	-3.63%	-0.89%	1014	26.54%	33.67%

資料出所：ILO legal database (<http://www.ilo.org/public/english/protection/condtrav/>). 今回の報告書作成にあたり、データベースを更新。

表3 団体交渉の適用率(2007年、もしくは最新年)

	15%未満	15-50%	51-70%	71%以上
EU	ラトビア, リトアニア	ハンガリー, ポーランド, スロバキア, イギリス	チェコ, ドイツ, ルクセンブルク	オーストリア, ベルギー, デンマーク, フィンランド, フランス, ギリシャ, イタリア, ポルトガル, オランダ, ルーマニア, スロベニア, スペイン, スウェーデン
非EU加盟国	セルビア, トルコ	スイス		ノルウェー
CIS 諸国				ベラルーシ, ロシア, ウクライナ
北アメリカ	アメリカ	カナダ		
その他先進諸国	ニュージーランド	オーストラリア, 日本		
東アジア	韓国		中国	
太平洋諸国	キリバス			
南アジア	ネパール	インド		
東南アジア	インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポール, タイ			
中央アメリカ	エルサルバドル, メキシコ, ニカラグア			
南アメリカ	ブラジル, チリ, コロンビア, ペルー	ベネズエラ		アルゼンチン, ボリビア, ウルグアイ
中東	アラブ首長国			
北アフリカ	モロッコ			スーダン
サハラ以南のアフリカ	ブルンジ, コモロ, マラウイ, モーリタニア	南アフリカ, ガーナ, ケニア, スワジランド, タンザニア, トーゴ	ギニア, レソト	エチオピア, ニジェール, セネガル

資料出所：ILO特別調査(2008年総会中に実施)、労組組織率・団体交渉適用率に関するILO内部データベース、OECDその他地域別、国別統計情報

注：

- 団体交渉適用率とは、労働協約による労働条件規制の度合いを示す指標である。団体交渉適用率とは、全雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者)に占める労働協約適用対象雇用者の割合である。当該団体交渉適用率は、団体交渉権が付与されていない雇用者を除外した上で調整されたものではない。団体交渉適用率のない雇用者に関する信頼できるデータはない。
- 団体交渉適用率と労組組織率は一致しない。数値が異なるのは、主として団体交渉適用率には、労働協約の拡張方式により適用対象となる非組合員が含まれることによる。

種、地域、産業、職  
最低賃金水準は  
ある。もっとも  
連をみる指標で  
性的な労働生産  
体的な労働生産  
比率で、最低賃  
金率の変化と全  
人当りGDP  
最低賃金の対一  
格差の度合いが  
分かる。三つは  
政策による賃金  
率で、最低賃金  
の対平均賃金比  
つは、最低賃金  
の対平均賃金比  
なるものだ。二  
の購買力指標と  
最低賃金適用者  
金伸び率(イン  
フレ調整後)で、  
は、実質ベース  
の年平均最低賃  
金伸び率(イン  
フレ調整後)で、  
最低賃金適用者  
の購買力指標と  
なるものだ。二  
つは、最低賃金  
の対平均賃金比  
率で、最低賃金  
政策による賃金  
格差の度合いが  
分かる。三つは  
最低賃金の対一  
人当りGDP  
比率で、最低賃  
金率の変化と全  
体的な労働生産  
性的な労働生産  
連をみる指標で  
ある。もっとも  
最低賃金水準は  
種、地域、産業、職

ある(表3)。報告書は、団体交渉は賃金水準および賃金分布双方に影響を及ぼすが、最低賃金の効果は労働市場の低賃金層における賃金分布に制限されると強調したうえで、最低賃金政策と団体交渉制度の相補性を確

保する効果的な組み合わせを提示している。  
〇九年の実質賃金、先進国で  
マイナスイ  
報告書は、〇一〇七年の実質賃金の伸び率が、データが入

手可能な八三カ国平均で二%に満たず、経済成長と連動した賃金の伸びが達成されなかったことを明らかにしている。また、九五年〜〇七年にかけ、一人当たりGDP成長率の年平均一%の上昇に対応した平均賃金の伸び率がわずか〇・七%で、調査対象の約四分の三の国で労働分配率が低下したと分析している。報告書はさらに〇九年の実質賃金

予測を示し、経済危機の影響を受け、世界全体で数百万人の労働者の賃金が低下する可能性を指摘した。国際通貨基金(IMF)の最新予測に基づくILO試算では、〇九年の実質賃金の伸びは一・七%にとどまる(〇八年は一・七%)。とくに先進諸国の実質賃金は、〇八年に〇・八%増であったものが〇九年には〇・五%減に転じる見通しだ。

世界の最低賃金、実質水準、対平均賃金比率ともに上昇  
ILOの定義では、「最低賃金」とは、賃金分布の底辺にある労働者を保護する目的で賃金構造に下限を提供するものである。ILO加盟国の90%を超える国で最低賃金制度が導入されている。その水準や、改定の頻度は国によって異なる。今回の報告では、二〇〇〇年〜〇七年の最低賃金に関するデータをもとに、三つの指標を明らかにしている。一つは、実質ベースの年平均最低賃金伸び率(インフレ調整後)で、最低賃金適用者の購買力指標となるものだ。二つは、最低賃金の対平均賃金比率で、最低賃金政策による賃金率で、最低賃金の対平均賃金比

齢などにより多様であるため、単純な比較は難しい。そこで分析では、労働者への適用率が最も高い最低賃金水準、あるいは、最低賃金の地域格差が大きい国については平均値で推計を試みている。

まず実質ベースの最低賃金伸び率をみると、〇一年～〇七年の間に世界の最低賃金は、年平均で五・七％（先進諸国で三・八％、発展途上国で六・五％）上昇した。先進諸国のなかで上昇幅が大きかったのは、イギリス、スペイン、アイルランド、EU新規加盟国だった。アメリカでは、同期間に連邦最低賃金の実質ベースで一七％も低下し、そのため〇七年末に一〇年ぶりに引き上げ、続いて〇八年、〇九年にも引き上げる。

次に最低賃金の対平均賃金比率（表1、表2）は、平均賃金の四〇％前後に集中している。



時系列では、二〇〇〇～二〇〇二年の三七％から〇四～〇七年には三九％と若干上昇しているが、これは主に途上国における引き上げ傾向を反映したものである。先進諸国のうち最低賃金の対平均賃金比率が相対的に高いのはスペイン、イギリスで約三五％、最も高いのはフランスで五〇％程度に達している。他方、最低賃金の対一人当たりGDP比率（表1、表2）をみると、先進諸国では横ばいで推移しているが、全体では六八％から六〇％へと低下している。これは、主に途上国における労働生産性の向上を反映したもので、労働市場の底辺にある最低賃金の上昇とは連動していない。

#### 団交の適用率低下、交渉の分権化や非典型雇用増加が影響

調査は次に団体交渉の適用率について調べている。団体交渉の適用率は、労働協約の適用を受ける賃金労働者の割合と定義している。適用率に関する国際比較を可能とする統計情報は主に二つある。一つは、全雇用者のうち労働協約の適用を受ける雇用者比率で、もう一つは、公務労働者の一部（警官や軍隊）、インフォーマル経済従事者など団体交渉適格のない雇用者を全雇用者から除外した上で調整した比率である。手法が異なれば国際比較は不可能となる。加えて、団体交渉が最も発達した国

を除き、登録手続や労働協約のモニタリングがない国が多いため、労働協約の適用対象労働者数の把握自体が難しいという問題もある。こうした問題を解消するため、今回の調査では、二次的ソースから既存の統計を収集し、これを〇八年のILO総会中に実施した労働者代表に対する特別調査から得られたデータで補うという手法を採った。

調査結果は、各国を4つの範疇——①一五％未満②一五％以上五〇％以下③五一％以上七〇％以下④七一％以上——に分けている（表3）。欧州諸国を除き、団体交渉適用率は総じて低く、アジア諸国では一五％未満が大半で、五％を下回る国もあった。

欧州諸国では適用率が相対的に高く、EU諸国の大半では七〇％を超えている。なかでも協約拡張メカニズムが厳格なオーストリアでは、適用率がほぼ一〇〇％だった。もつとも、EU諸国でも適用率が相対的に低い国もあり、ハンガリー、ポーランド、イギリスでは五〇％未満、ラトヴィア、リトアニアでは一五％未満だった。また、低水準だった適用率が一層低下した国もある。チェコ、スロヴァキアなどの中・東欧諸国、ドイツ、オランダ、イギリスがその例で、特に九五以降の低下が目立つ。組合組織率の低下や団体交渉の分権化が主な要因だ。

企業別交渉の増加や団体交渉の分権化は、オーストラリア、イギリス、アメリカ、ニュージーランド、中・東欧諸国の多くの諸国で観察された。一般に、団体交渉の集権度が高く、中央レベルあるいは産業レベルで労働協約が締結される国では、適用率が高くなる傾向が強い。

報告はさらに適用率の低下の要因として、小企業に従事する労働者や非典型雇用（有期、派遣、パートタイム労働者）の増加も挙げている。このグループは往々にして団体交渉から除外されているためだ。また、非典型雇用に従事する割合は女性に高く、サービス業をはじめ女性が多い産業では適用率が低いことも指摘された。

もつとも団体交渉が一般的に弱体化しているわけではない。欧州諸国のなかには、デンマーク、フィンランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデンなど団体交渉の適用率が依然として高水準、あるいは上昇傾向にある国もある。また、市場経済に移行した国では団体交渉制度の導入あるいは再生への試みが活発化している。ラトヴィア、リトアニアの適用率は低かったが、団体交渉による賃金設定への取り組みが強化されている。また、スロヴェニアでは、強い拡張メカニズムを導入した結果、適用率がほぼ一〇〇％に達した。

#### 適用範囲の拡大、賃金格差是正に貢献

団体交渉の適用率の拡大は、賃金を経済成長に対応させ、平均賃金の上昇と賃金格差の是正に貢献する。今回の調査では、団体交渉と賃金弾性値（一人当たりGDPに対する賃金変化率）との関係を、団体交渉の適用率が三〇％を上回る国（適用率が高い国）と、三〇％以下の国（適用率が低い国）とに分けて分析している。適用率が低い諸国の賃金弾性値は約〇・六五と、世界平均の〇・七五を下回る。これに対し適用率が高い諸国の賃金弾性値は〇・八七で、GDPが一％伸びると平均賃金が〇・八七％上昇する。団体交渉の適用範囲が大きいと、実質賃金が経済成長により有意に相関する結果が明らかになった。

適用率も賃金の重要な決定要因であるが、団体交渉レベルや各レベル間の調整の度合も賃金水準に影響を及ぼす。今回の調査でILOはこの実証は行っていないが、集権度が高く、かつ（あるいは）調整度の高い団体交渉が賃金格差の縮小や男女間賃金格差の縮小と強く相関していることを明らかにした他の調査に言及している。また、団体交渉の分権化が、賃金格差の拡大をもたらすことも幾つかの研究で明らかになっている。一方で、団体交渉制度と労働市場パフォーマンスの相関性は単純な

図式ではなく、一般化すべきでないことを強調する研究もあるため、今後調査を深める必要がある。

また、実際の賃金格差の状況をみても、例えばデンマーク、フィンランド、フランス、オランダ、スウェーデンなど団体交渉の適用範囲が大きい国では、ハンガリー、ポーランド、イギリスなど適用範囲が小さい国に比べ、全体的な賃金分布でも、低賃金層の賃金分布でも賃金格差がかなり小さい。

他方、最低賃金の引き上げは、低賃金グループ間や男女間の賃金格差の縮小に相関する。例えばアメリカの調査で、最低賃金の引き上げにより賃金分布の下位一〇%の労働者の賃金率が上昇するという頑健な証拠を示すものがあり、賃金格差の拡大を阻止する効果があることを明らかにしている。近年、先進諸国・発展途上国双方で、格差拡大による社会的緊張を緩和する目的で、最低賃金が社会的課題として再浮上している。

団体交渉と賃金の関連については幾つかの調査はあるが、全体的な傾向は定かではない。最近の分析では、団体交渉が、雇用あるいは経済パフォーマンスへのマイナス効果を伴わず、賃金にプラス効果を及ぼすという認識が強まりつつある。例えば、アメリカやドイツに関する調査で、賃金格差の拡大の一部が労

組組織率低下に起因することを明らかにしたものがある。このほか報告書では、最低賃金あるいは団体交渉のマイナス効果について一般に指摘される認識を否定する多くの研究に言及している。

### 最賃と団交の効果的な組み合わせ提唱

調査結果を踏まえILOは、各国政府に対し、賃金稼得者の購買力を保護し、国内消費を刺激するよう提言し、整合性のある賃金政策の必要性を訴えている。具体的には、①団体交渉を促進し、労働分配率の悪化や賃金格差の拡大を防ぐための労使交渉の奨励②最も脆弱な労働者の保護を可能とするよう最低賃金水準を維持すること③最低賃金や団体交渉を、所得移転制度を通じて公的介入によって補完すること——を提言している。そのうえで、整合性ある賃金政策設計に向け、報告書は幾つかの方向性を掲げている。

一つは、最賃を団体交渉の代替物として活用せず、効果的な組み合わせを図ること。グローバル化や新雇用形態の増加、団体交渉の分権化などを背景として、団体交渉制度が弱体化するなか、最低賃金という政府の介入を通じて脆弱な労働者を保護する動きが拡大している。だが、団体交渉は最低賃金よりも広範な労働者を対象とし、労働時間

など賃金以外の労働条件も交渉対象とすることが可能だ。したがって、最低賃金が団体交渉を阻害する可能性を回避し、最低賃金と団体交渉とを相補的に機能させる必要がある。ブルガリア、カンボジアでは、最低賃金政策と並行して団体交渉の活性化を試みている。また、「拡張方式」を活用して、団体交渉の活性化を図ることも効果的だ。

二つは、最低賃金設定制度を可能な限り簡素かつ運営可能なものに留めること。イギリス、フランス、アメリカを含め、大半の国に比較的単純な全国一律最低賃金がある。全国一律最低賃金とは、地域あるいは労働者のカテゴリー（若年層や家内労働者などその他のグループ）により一部の例外を認めるものの、全労働者に適用する賃金の下限を定める制度だ。これに対し、より複雑な産業・職種別最低賃金制度を有している国もあり、多くの場合、部門別団体交渉を補完する制度として機能している。

最賃設定プロセスへの労使の関与の仕方も国によってまちまちだ。大半の国では、労使パートナーとの協議を経て、政府が最賃決定を行っているが、少数ではあるものの、独立した政労使機関の社会対話を通じて最低賃金額が直接設定される国もある。また、国家一律の最低賃金を社会パートナーが直接交渉し

て全国一律最賃を定める国もあり、ベルギーやギリシャがこれに該当する。ここでは、政府の役割は交渉結果を承認するだけである。この他、団体交渉を通じて産業別最賃を決定する国もあり、ドイツ、イタリア、スイスなどが該当する。この制度では柔軟性が担保され、最低賃金設定における国家の介入を回避できる。しかし、決定的な制約もある。第一に、団体交渉制度が定着した欧州諸国では効果的な労働者保護が可能であるが、団体交渉適用率が低い国では非効率な制度である。第二に、欧州諸国においてさえも、団体交渉適用率の近年の低下傾向やワーキングプアの増加が社会問題として浮上し、例えばドイツやスイスでは、賃金の下限を定めた全国一律最低賃金の導入をめぐる議論が活発化している。

このほか報告書は、労使と労働基準監督官が関与する実施メカニズムや、最低賃金の適用対象の拡大（家内労働者など脆弱グループなど）の必要性も掲げている。

#### 【資料出所】

ILO (2008) Global Wage Report 2008/09: Minimum wages and collective bargaining: toward policy coherence.

#### (国際研究部)

## 中国 金融危機に対する一〇項目の措置

国際金融危機はこれまで順調な成長を続けてきた中国経済にも打撃を与えている。「中国の安定的な成長が世界経済に貢献する」と自負する中国だが、これまでの成長が鈍化することは必至な情勢だ。農民工問題に加え都市部の失業率上昇への対応などが新たな課題として浮上している。金融危機の影響を最小限に食い止めるため、政府は実施期間を二〇一〇年末までとする総額四兆元の景気刺激策を発表した（本誌二〇〇九年一月号『特集—金融危機がもたらす影響と対応』参照）。内需を拡大し経済成長を促進するための一〇項目の措置は以下のとおり。

### ① 低家賃住宅の建設・危険住宅の改修・遊牧民の定住化支援事業

低家賃住宅の建設、農・林業地域の危険住宅の改修、遊牧民に対する定住化支援などの住宅プロジェクトを実施する。低家賃賃貸住宅の建設のための投資額は七五億元で鋼材の消費量は六五万トン、セメントの消費量は五〇万トンが予想される。また、林業関連の中央投資額は三六・五億元で、これには防護林事業二五億元、天然林資源保護



の北部への移送」等の重要な水利プロジェクト、大型灌漑エリアの改造など。水利プロジェクトの投資総額は約四〇〇億元と見込まれ、これによりセメント四〇〇万トン、鋼材一〇万トン等の原材料が必要で、建材等多くの関連産業の発展が促進し、大量の雇用需要増が見込まれる。

③ 公共交通網の整備事業

道路、空港等の重要インフラの整備を推進する。一部旅客輸送専用線、石炭輸送路ならびに西部地域幹線鉄道を重点的に建設する。高速道路網を整え、西部の幹線空港と支線空港の建設を進め、都市電力網の改善をスピードアップする。鉄道建設に係る中央の投資額は一五〇億元、これによって引き出されるその他投資額を合わせると鉄道業界全体で五〇〇億元となる。

鋼材一六一万トン、セメント一〇〇〇万トンが必要となり、五〇万人の雇用需要が見込まれる。

事業一〇億元、国有林地域のバラック住宅改修事業一・五億元が含まれる。国有林地域のバラック住宅改修事業により一万世帯にのぼる林業就業者の住宅難が解決される見込み。国有開墾地区の危険建物改修のために一・五億元が投資され、広東省、海南省、雲南省、黒龍江省の四つの国有開墾地区における一・九九万戸の従業員住宅の危険建物の改修が支援される。また、遊牧民の定住事業には中央から三億元が投資され、遊牧民一万二〇〇〇世帯の定住が可能となる。

② 農村部の公共インフラ整備事業

農村部における公共インフラを整備する。メタンガスプロジェクト、農村道路の建設拡張、農村電力供給網の整備、安全な飲用水プロジェクト、「南部の水

④ 医療保健サービス整備・文化教育事業

医療保健サービス体系を整備する。医療保険サービス整備のための投資額は中央四八億元プラス一七・八億元の地方投資。県レベルの医療保健機関一五七カ所、郷鎮の保健所五九七八カ所、村レベルの保健所五五四七カ所を新設。その建築面積はあわせて約五七四万㎡となる。また、農村における中学校の校舎改修をスピードアップし、特殊教育学校、郷鎮部の総合文化センターの建設を推進する。中西部農村地域の中学校校舎改造のための投資額三〇億元、中等職業基礎能力訓練のための投資額一〇億元、特殊教育学校建設のための投資額四億元を新たに増額。さらにこの三項目の事業に対し地方の一六・六億元の投資を引き出す。

⑤ 環境汚染対策事業

生態系を守る環境汚染対策に力を入れる。都市部の下水処理施設、ゴミ処理施設の建設ならびに重点流域の水質汚染対策をスピードアップする。また省エネ・排出削減施設の建設をサポートする。

⑥ ハイテク産業支援事業

企業の技術革新および構造調整を支援する。またハイテク産業化、産業技術の進歩をサポートし、サービス業の発展を支援

する。

⑦ 地震被災地復興支援事業

地震の被災地における各種再建事業をスピードアップする。

⑧ 農業従事者補助・低所得者層支援事業

穀物の最低買取価格を引き上げ、農業物資に対する直接補助金・品種改良補助金・農機具補助金等の補助率引き上げを行う。低所得者層への社会保険給付増額、企業退職者の基本年金水準の引き上げ、特別保護対象の生活保護水準の引き上げなどを行う。

⑨ 技術革新支援事業

全国の全ての地域、全ての業界で全面的に付加価値税転換の改革を実施、企業の技術革新を奨励し、企業の負担を二〇〇億元減らす。

⑩ 金融サービス支援事業

商業銀行の貸付規模の規制を緩和し、貸付規模を合理的に拡大する。重点的プロジェクト、三農（農業、農村、農民）、中小企業、技術革新、合併再編に対する貸付面でのサポートを拡大する。消費者ローン事業を育成し、消費者ローン事業の基盤を整備する。

以上のようなプロジェクトを実施するために、二〇一〇年末

韓国

雇用創出、五年ぶりにマインナスへー労働部五兆四〇〇〇億ウォン規模の雇用対策を発表

金融危機の影響による雇用情勢の一層の悪化が懸念される中、労働部はこのほど二〇〇九年の事業運営計画において、企業に対する雇用維持支援や失業者対策を柱とする総額五兆四〇〇〇億ウォンに上る雇用対策の実施を盛り込んだことを発表した。

【資料出所】  
海外委託調査員、二一世紀経済報道  
(二〇〇八年二月一日付) (国際研究部)

までに総額で約四兆元の投資が必要となる。政府は、今年第四半期にまず中央の投資を一〇〇〇億元増やし、来年の災害後再建基金を二〇〇億元繰り上げ投入し、さらに地方の投資と一般からの投資を引き出すことを決定した。その規模は全体で四〇〇〇億元に達する。国家発展改革委員会の責任者によると、第四半期に新たに増額される中央投資のうち一三〇億元は社会事業投資で、これが農村プロジェクト・医療保健・教育文化などの重点事業に優先的に振り分けられるという。

表 2008年の雇用失業情勢

(万人)

	1～3月	4～6月	7～9月	10月	11月	12月
就業者数 (対前年比%)	2,305.1 (0.9)	2,387.1 (0.7)	2,375.2 (0.6)	2,384.7 (0.4)	2,381.6 (0.3)	2324.5 (-0.1)
雇用創出数	21.0	17.3	14.2	9.7	7.8	-1.2
失業率 (対前年比ポイント)	3.4% (-0.2)	3.1% (0.1)	3.1% (0.0)	3.0% (0.0)	3.1% (0.1)	3.3% (0.2)
失業者数 (対前年比%)	80.1 (-5.9)	76.7 (-3.0)	75.2 (-0.5)	73.6 (0.4)	75.0 (2.3)	78.7 (6.9)

出所：統計庁

「雇用創出」の政府目標、達成できず

統計庁が発表した二〇〇八年  
一二月の「経済活動人口調査」

では、対前年比の就業者数の増減で示す「雇用創出」が二〇〇三年一〇月以来の約五年ぶりとなるマイナス（一・二万人減）となった。二〇〇八年の雇用創出数は第1四半期に二〇万人台で推移したものの、第2四半期からは一〇万人台に減少し、一〇月は九・七万人、十一月は七・七万人と一〇万人を割り込み、ついに一二月は一・二万人の減少となった（表参照）。また、一二月の失業率は三・三%（前年同月比〇・二ポイント上昇）、失業者数は七八・七万人と前年同月比五・一万人増となった。

なお、失業者の前年同月比の増加数はすべて男性失業者となっている。なお、同調査結果で併せて公表された二〇〇八年の年間「雇用創出」数は一四・五万人となり、政府目標として掲げた年間二〇万人の雇用創出を達成できなかったことが判明した。

近年低迷を続ける韓国経済にさらなる追い打ちをかけたのが昨年発生した金融危機であるが、その影響がまさに具体的な数字を伴って表れてきた形である。

就業者の内訳では、賃金労働者が前年同月比八・五万人増（〇・五%増）であるのに対し、非賃金労働者数（自営業者、無賃金家族従業員など）は同九・八万人減（一・四%減）となっている。さらに賃金労働者の内訳をみると、正規労働者数が同



「非常事態対応策（contingent plan）」として失業給付期間の二ヵ月延長措置。

- ・失業保険の適用を受けない失業状態の貧困層に対し
- ・職業カウンセリング↓就業意

三一・八万人増（三・六%増）であるに対し、非正規労働者（日雇除く）は同九・四万人減（一・八%減）、日雇労働者は同一三・八万人減（六・三%減）と、対照的な動きとなった。

こうした就業者の状況変化の背景には、非正規労働者保護法に基づき非正規労働者の一部に正社員化が進む一方で、非正規労働者の雇用調整も進んでいることがあげられる。また、非賃金就業者数の減少の背景には、景気悪化のため自営業者の廃業も加速していることが指摘される。

今後雇用情勢の悪化に一層拍車がかかることが懸念されるため、政府は先に公共投資を中心とした約一四兆ウォンに上る緊急経済対策の実施を発表したが、今般、労働部は二〇〇九年の事業運営計画において、総額五兆四〇〇億ウォンに達する

### 賃金助成や失業手当支給期間の延長

### (1) 企業における雇用維持支援

積極的な雇用対策を実施していくことを明らかにした。

今回具体的に示された雇用対策は、以下を内容とする雇用安定対策、失業者支援強化が柱となっている。

- ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の解雇をすることなく、雇用維持に努める場合支給される賃金助成金の助成率の引き上げ（中小企業…二/三↓三/四、大企業…一/二↓二/三）。
- ・職業訓練を実施する事業主に対する支援拡充（対象一四万社）。

### (2) 失業者対策

- ・就職や生活の困難に際した失業手当支給期間の延長措置（対象一二万人）。そのほか、失業者の職業訓練の拡充（九万人↓一五万人）。二〇〇九年上半年期に雇用情勢がさらに悪化した場合には、

- ・中小自営業者への失業保険の適用を検討。
- ・これらのほか、特に非正規労働者関連では、正規化前の解雇が増加していることから、現在の正規化前二年間の期間延長や派遣業種の拡充などの法改正のほか、非正規労働者を正規雇用化した中小企業に対する支援措置や非正規労働者が在職しながら高度な職業訓練を受けられるなどの施策を実施していくとしている。

### 【資料出所】

統計庁Web、NNA関連記事等

(国際研究部)